

病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会の設置について

1. 趣旨

ヘルスケアリートの活用に係る環境整備として、産業競争力の強化に関する実行計画（平成26年1月24日閣議決定）等を受け、国土交通省として、関係省庁との連携の下、病院（自治体病院を含む）等の取引を行おうとする資産運用会社が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請等に際して整備すべき組織体制を示すとともに、病院運営者とリートとの信頼関係を構築するために留意すべき事項を示すことを目的とするガイドラインを検討するための有識者委員会を開催する。併せて、病院・医療関係者にリートについて周知する方策を検討する。

2. スケジュール案及び主な検討事項

平成26年9月26日 第1回検討委員会

○病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討の経緯

○ガイドライン策定の趣旨・検討事項

○対象とする施設とリートに求められる体制について

○病院運営者とリートとの信頼関係の構築

○病院・医療関係者にリートについて周知する方策①

平成26年10月 第2回検討委員会

○病院等の証券化に関する現状

○病院・医療関係者にリートについて周知する方策② 等

平成27年1月 第3回検討委員会

○ガイドライン素案について議論

平成27年2月 第4回検討委員会

○ガイドライン中間取りまとめ

（ガイドライン案についてパブリックコメントを実施）

平成27年3月 第5回検討委員会

○ガイドライン最終取りまとめ

○病院・医療関係者にリートについて周知する方策③

※ 必要に応じて1～2回追加で検討委員会を開催

3. 留意事項

リートと運営者との情報共有について、運営者からリートに開示してもらう情報やリートから投資家に公開する情報については、別途整理することが必要。